

令和5年11月農業委員会総会 議事録

開催日時 令和5年11月10日（金）午前9時30分～

開催場所 橋本市民会館 1階 ギャラリー

出席委員（農業委員）

| | | | | | | | | |
|-----|-------|---|-----|-------|---|----|-------|---|
| 1番 | 和田 守央 | ○ | 2番 | 釜谷 弘 | ○ | 3番 | 佐藤 正幸 | ○ |
| 4番 | 中谷 一民 | ○ | 5番 | 畑 昌男 | ○ | 6番 | 林 義文 | ◎ |
| 7番 | 大西 敏夫 | ◎ | 8番 | 田中 里美 | ○ | 9番 | 森口 佳幸 | ○ |
| 10番 | 廣田 征男 | × | 11番 | 池田 泰子 | ○ | | | |

（農地利用最適化推進委員）

| | | | | | | | | |
|-----|-------|---|-----|-------|---|-----|-------|---|
| 橋本 | 山本 裕之 | ○ | 山田 | 山本 雄三 | ○ | 山田 | 笠原 伸也 | ○ |
| 紀見 | 嶋 鎌三 | ○ | 紀見 | 森本 芳克 | ○ | 隅田 | 中岡 耕二 | × |
| 隅田 | 島野 豊和 | ○ | 恋野 | 出山 泰久 | ○ | 学文路 | 峠 清彦 | ○ |
| 学文路 | 大上 史郎 | ○ | 高野口 | 大矢 泰弘 | ○ | 応其 | 尾上 文啓 | × |
| 信太 | 坂口 佳弘 | ○ | 信太 | 小谷 純一 | ○ | | | |

議事録署名委員 ※上記表中の「◎」

書 記 橋本市農業委員会事務局

議 案 第1号 農用地利用集積計画（案）の決定について
 第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 第4号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について
 第5号 農地移動最適化あっせん事業に係るあっせんについて
 第6号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について

報 告 第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

傍聴人 なし

(開会)
事務局 ただいまから令和5年11月農業委員会総会を開催します。
会長よりの挨拶の後、会議規則により議事の進行をお願いします。
会長 ー会長挨拶ー
議長 議案の審議に先立ち、議事録署名人の選任を行います。
議席番号6番 林 義文委員
議席番号7番 大西 敏夫委員を指名します。
書記には、事務局職員を指名します。

(議案第1号 農用地利用集積計画(案)の決定について)
事務局 議案第1号について議案書を基に説明
議長 議案第1号について質疑ございませんか。
質疑がないようですので議案第1号について承認することにご異議ございませんか。
委員 異議なし。

(議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について)
事務局 議案第2号について議案書を基に説明
議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。
和田委員 ●提出番号1番
譲受人は農業に意欲が感じられ、特に問題ありません。
釜谷委員 ●提出番号2番
譲受人の長男が市内に住んでいて野菜畑として利用している。
特に問題なし。
●提出番号3番
現状は雑種地となっている。譲受人の果樹地と地続きでありとくに問題なし。
佐藤委員 ●提出番号4番
農地と農地に隣接する家屋を合わせて取得し管理することで特に問題ない。
林委員 ●提出番号5番
調査いたしましたが無問題だと思います。
●提出番号6番

議長 調査いたしましたが無問題なと思います。
議案第2号について質疑ございませんか。
質疑がないようですので、議案第2号について許可することにご異議ございませんか。

委員 異議なし。

(議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について)

事務局 議案第3号について議案書を基に説明
議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

佐藤委員 ●提出番号1番
問題ありません。

●提出番号2番
問題ありません。

●提出番号3番
問題ありません。

釜谷委員 ●提出番号4番
譲渡人は耕作困難で、現況は雑種地のように見える。特に問題はない。

●提出番号5番
譲渡人は耕作困難となっている為、手放すと聞いている。特に問題はない。現状は小作人による稲作としてきたが、解約したと聞いている。

●提出番号6番
譲渡人は耕作困難となっている。現状は稲作として小作人に依頼していたが、解約したと聞いている。

和田委員 ●提出番号7番
関係者の同意もあり、特に問題ありません。

議長 議案第3号について質疑ございませんか。
質疑がないようですので、議案第3号について許可相当とすることにご異議ございませんか。

委員 異議なし。

(議案第4号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について)

事務局 議案第4号について議案書を基に説明

申請地は、平成18年2月28日付けで、木工用工房及び絵画用アトリエの作業場として転用許可を受けたものですが、計画の変更により工房等の建設を取りやめ、引き続き農耕地として利用したいとしていましたが、許可後、転用に着手しているかどうか確認したところ、土地の現況は形質変更等を行われておらず、また、土地の全部事項証明書を確認したところ、相続による所有権移転以外に地目変更等も行われておりませんでした。

そのため、許可前の状況と全く変わらないことが認められましたので、許可取消相当と判断されます。

議長 議案第4号について質疑ございませんか。

質疑がないようですので、議案第4号について不許可相当とすることにご異議ございませんか。

委員 異議なし。

(議案第5号 農地移動最適化あっせん事業に係るあっせんについて)

事務局 議案第5号について議案書を基に説明

農地中間管理機構の特例事業とすることについて適当であると認められれば、和歌山県農業公社にその旨を通知し、その後農地法第3条による手続が行われることとなります。

議長 議案第5号について質疑ございませんか。

質疑がないようですので、議案第5号について適当と承認することにご異議ございませんか。

委員 異議なし。

(議案第6号 非農地証明願について)

事務局 議案第6号について議案書を基に説明

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

廣田委員 ●提出番号1番

現地調査の結果、農地法第2条の農地でない。

議長 議案第6号について質疑ございませんか。

質疑がないようですので、議案第6号について承認することにご異議ございませんか。

委員 異議なし。

(閉会)

議長 以上で、本日の農業委員会総会に付議された議案はすべて終了
しました。

令和5年11月農業委員会総会を閉会いたします。

橋本市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により記名押印する。

| | | | |
|----------|--------|-------|---|
| 橋本市農業委員会 | 議長(会長) | 池田 泰子 | Ⓔ |
| | 署名委員 | 林 義文 | Ⓔ |
| | 署名委員 | 大西 敏夫 | Ⓔ |